

公害のない安全な地域環境の保全

要望先：文部科学省・環境省
資源エネルギー庁・原子力規制庁

県担当課：環境政策課・大気環境課
企業局総務課・下水道管理課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対する県民の不安は未だ十分に払拭されていない。また、空中を浮遊する微小粒子状物質（PM2.5）による県民の健康への影響が懸念されている。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

1 放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進

環境省・原子力規制庁

放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除却した土壌について、安全性の確保を前提に適切な処理が進むよう、国において処理基準を明確に定めること。

事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（下水汚泥焼却灰など）のうち、汚染レベルが低く人体に影響を与える影響等がないものについては、安全性の確保を前提に的確な再利用等が進むよう基準を見直すこと。

◆現状・課題

- 放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域では、放射性物質に汚染された除去土壌を学校、公園等で仮保管している。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに基づき同様の措置を実施している。このため、仮保管場所周辺を日々利用する子供や高齢者などの安全や健康への不安が高まるなど、早急な除却土壌の処理が求められている。
- 放射性物質に汚染された下水汚泥の焼却灰などの廃棄物を再利用するには、国が定めるクリアランスレベル（例えば脱水汚泥等の再利用には100Bq/kg）を下回る必要がある。しかし、設定されている水準が高いため人体への影響がほとんどない廃棄物についても再利用が進んでいない。

◆提案・要望の具体的内容

- 除去土壌の仮保管状態を早急に解消するため、処理基準を早期に定めること。また、安全性が確認できない除去土壌を処分する施設を、国の責任において早急に設置すること。
- 放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下の汚染レベルの低い廃棄物については、再利用等の円滑な処理が進むようクリアランスレベルなどの安全性に関する基準を見直すこと。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

福島第一原子力発電所事故により地方公共団体が被った放射線対策費について、東京電力株式会社による賠償が確実に実行されるよう国が責任を持って指導及び支援すること。

◆現状・課題

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染に対して、地方公共団体は空間放射線量・食品・飲料水等の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は原発事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、平成25年分までの費用として東京電力に約41億円の損害賠償請求を行い、平成27年5月現在、約28億円を回収している。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国は、事故と相当程度の因果関係が認められる地方公共団体の損害について、東京電力株式会社による賠償が確実に実施されるよう指導及び支援すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

光化学オキシダントについては根本的な改善には至っていないことから、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）をより効果的に削減するため、詳細なVOC排出状況を正確に把握するとともに、未改善の原因を究明し、新たな規制等も含め効果的な対策について早急に提示すること。

◆現状・課題

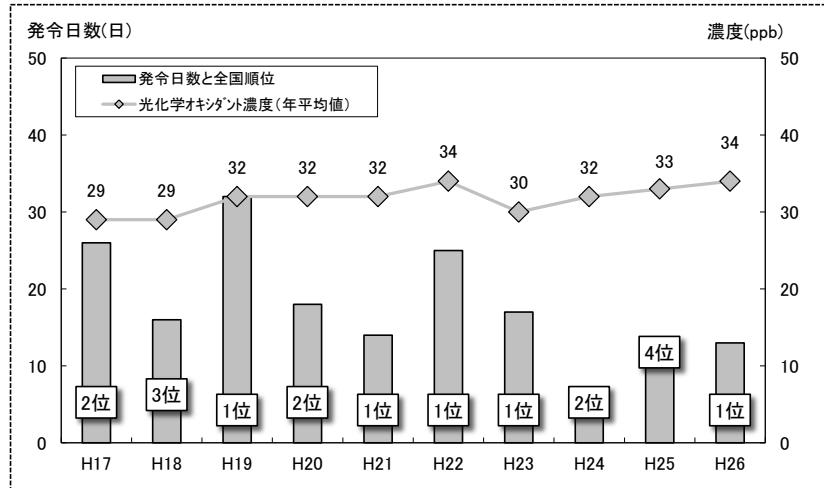
- ・ 光化学オキシダントの原因物質であるVOCと窒素酸化物の削減対策を講じているにもかかわらず、全国的に環境基準達成率は低く、本県の環境基準達成率も長年0%である。また、本県の光化学スモッグ注意報発令日数は、毎年全国上位である。さらに、近年、光化学オキシダント濃度は、漸増傾向にある。そのため、今後原因を究明し効果的な対策を実施する必要がある。
- ・ 2020年に開催される東京オリンピックでは、本県も3つの競技が開催されることから、競技の円滑な実施のため、また選手及び運営関係者の健康影響を考慮し、開催期間中に光化学スモッグ注意報が発令されないようにする必要がある。
- ・ 平成25年度のVOC排出量が業種別で第1位の燃料小売業については、排出量の削減が進んでいない。燃料小売業からのVOC排出量のうち多くを占めているのは、自動車への給油時に大気中に放出されるガソリンベーパーであり、ガソリンベーパーの大気放出量を抑制する必要がある。そのためには、ガソリンスタンドの給油機にベーパー回収装置を設置することや、給油時のみならず走行時や駐車時にもガソリンベーパーを回収し、燃料として再利用するための大型回収装置を装着した自動車（ORVR車）を導入することが有効である。

◆提案・要望の具体的内容

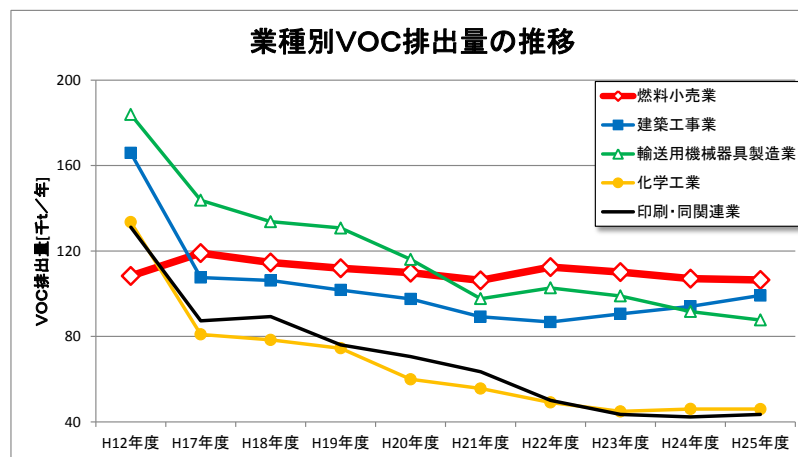
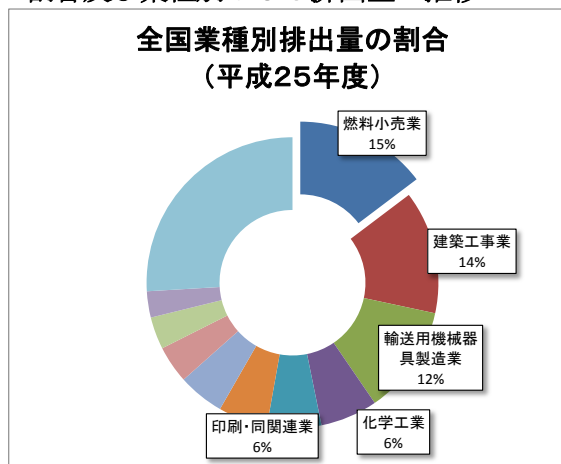
- ・ VOCの削減指導を更に効果的に推進するため、業種や物質ごとの詳細なVOC排出量を正確に把握するとともに、光化学オキシダントの濃度上昇の原因を究明し、効果的な対策を提示すること。
- ・ ORVR車の早期導入の義務付けなど、ガソリンベーパーに起因するVOC排出量を削減するための施策を実施すること。

◆参考

埼玉県内の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度



全国業種別排出量の割合及び業種別VOC排出量の推移



○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

PM2.5については、中国の大気汚染に端を発して大きな社会問題となっており、健康影響を心配する県民が多い。そのため、原因物質の排出状況や大気中の生成機構を把握して効果的な対策を検討するとともに、健康影響に関する情報を広く収集し、広く国民に提供すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、平成23年度から常時監視測定結果について環境基準の評価を実施しているが、その達成率は、平成23年度は0.0%、平成24年度は50.0%、平成25年度は12.0%、平成26年度は28.6%であった。
- ・ PM2.5の原因物質の排出状況や大気中の生成機構が十分に把握されていない状況にある。このため、PM2.5対策の実施に向けた検討が必要である。
- ・ PM2.5が高濃度となる場合は、国内の発生源から排出されるもののほか、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していると思われる。
- ・ 健康影響を懸念する報道が行われ、それにより県民から健康影響に関する問合せが寄せられているが、健康影響に関する情報が少なく、回答が困難である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 発生源の排出インベントリ（排出目録）の整備やシミュレーションの実施などによりPM2.5の原因物質の排出状況を把握するとともに、今後、環境基準を達成するため、効果的な対策を検討し、関係者へ提示すること。
- ・ PM2.5の健康影響に関する知見は十分とは言えないため、国として広く情報を収集し、速やかに関係機関に提供すること。
- ・ PM2.5に係る注意喚起をより確実に行えるようPM2.5の予測手法を早急に確立するとともに、高濃度のPM2.5は広域で発生することから花粉情報と同様に国としてPM2.5高濃度予測情報の公表体制を確立すること。
- ・ PM2.5自動測定機については、1時間値データについても国民の関心が高まっているため、自動測定機の等価性評価では1時間値についても評価を行い、精度の確保に努めること。
- ・ 注意喚起が必要な高濃度となる場合は、国内の発生源によるもののほかに、海外とくに中国から越境してきたものによる濃度の上乗せが影響していることが考えられるため、高濃度の原因となっている関係国に対し、早急に効果的な対策を実施するよう、引き続き働きかけること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

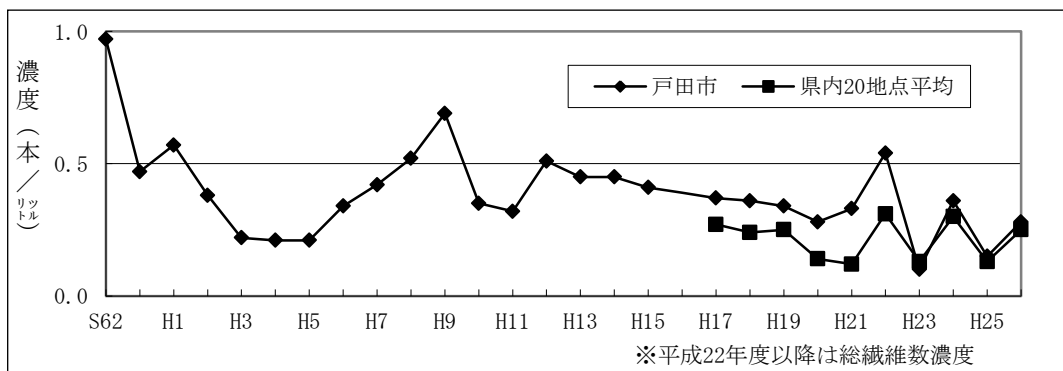
◆現状・課題

- ・ 本県では、現在、一般環境及び建築物等解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準を参考にしている状況である。
- ・ また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」（※2）以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準が設定されていないため、実効性のある指導ができない。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 「特定建築材料」：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

| 年度 | 届出数 | 立入検査数 |
|----|-----|-------|
| 24 | 216 | 310 |
| 25 | 189 | 273 |
| 26 | 193 | 297 |

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 一般環境及び建築物等解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。
- ・ 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取外し等の作業基準を設定すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

要望先：経済産業省・国土交通省・環境省

県担当課：産業廃棄物指導課・資源循環推進課
水道管理課・下水道管理課

資源循環型社会の構築にあたり、再生利用よりも優先されるべき廃棄物の発生抑制、再使用を促進する制度が不十分である。さらに、一般廃棄物や産業廃棄物の放置事例が多数発生しており、不法投棄を未然に防止する仕組みや、放置された廃棄物をよりスムーズに撤去できる仕組みを整えていく必要がある。

また、浄水場や下水処理場で排出される浄水場発生土や下水汚泥焼却灰も廃棄物であるが、これらには、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が含まれているため、処分や再利用が進まない状況である。処分や再利用を進めるための実効性のある方策が急務となっている。

1 放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の処分、再利用の推進

国土交通省・環境省

浄水場や下水処理場で排出される放射性物質を含む浄水場発生土や下水汚泥焼却灰について、放射性物質汚染対処特措法^(*1)、廃掃法^(*2)及び考え方^(*3)に沿った処分・再利用が現実的に進んでいない実態を踏まえ、国が主体となり管理型処分場を斡旋する等、処理が進められる方策をとること。また、住民の放射線に対する不安を取り除くよう、安全性を説明し、理解を得ること。

考え方に基づき、検出される放射性セシウムの濃度によっては、セメント等への再利用が可能となっているが、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの再利用は困難な状況であるため、安全性について国民に広く周知を図ること。

さらに、放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水場発生土、下水汚泥焼却灰等の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

(*1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(*2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(*3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

◆現状・課題

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場発生土、下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されている。
- ・ 考え方により、放射性物質が検出された浄水場発生土、下水処理場等から発生する下水汚泥等の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水場発生土や下水汚泥等の処分については、廃掃法に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水場発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、管理型処分場への埋立処分やセメント原料等への再利用が可能となっている。

- しかしながら、これらに沿った処分・再利用は、受入可能な施設がないなどの理由によりほとんど進んでいない。そのため、浄水場及び下水処理場では上下水処理等副次産物の保管を余儀なくされている。

【本県の放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の保管状況】(H27.8月末現在)

| | |
|----------------------------|-----------|
| 浄水場における放射性物質を含む浄水場発生土 | 60,854 トン |
| 水循環センターにおける放射性物質を含む下水汚泥焼却灰 | 3,631 トン |

- 放射性物質汚染対処特措法等の施行により、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 超のものについては、指定廃棄物として指定されることにより、国の責任で処分等がされることになっている。
- 同法に基づく基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）においては、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が発生した都道府県内において行うことが求められており、県内に受入可能な管理型処分場がない本県においては、現実的な処理が進んでいない。
- 国民の下水汚泥焼却灰を活用したセメントに対する安全性の懸念から従前どおりの再利用は困難な状況にある。

○国の動向等

- ◇概算要求状況 要望に係る概算要求なし
- ◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

2 廃棄物の発生抑制・再利用の促進

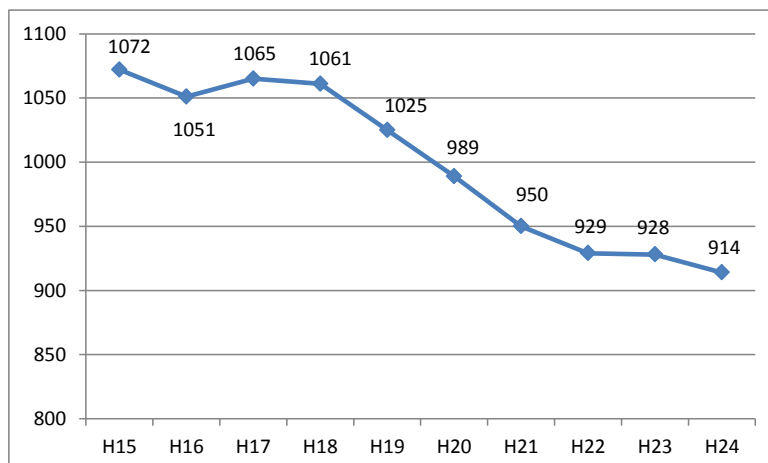
経済産業省・環境省

循環型社会形成推進基本法においてリサイクル（再生利用）よりも優先される 2 R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再利用）を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。また、再利用することができるリターナブル容器の普及促進を図ること。

◆現状・課題

- リデュースの指標である本県の 1 人 1 日当たりの一般廃棄物の排出量は、平成 18 年度から減少しているが、近年減少量は横ばい傾向にある。

○埼玉県の 1 人 1 日あたりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）



- 平成 25 年 5 月 31 日に閣議決定された「第三次循環型社会形成基本計画」において、取り組むべき課題の 1 番目に「2R（リデュース：発生抑制・リユース：再使用）の取組がより進む社会経済システムの構築」が掲げられている。

◆提案・要望の具体的内容

- 製造事業者や小売事業者によるリデュース（環境配慮設計、原材料の省資源化、軽量化等）の取組を促進するため、容器包装リサイクル法等の法令を改正し、拡大生産者責任を徹底すること。
- 市町村や企業によるリターナブル容器の回収システムの構築やモデル事業に対し財政的支援を行うなど、リターナブル容器の普及促進を図ること。また、飲料用容器について全国的なデポジット制度の導入を検討すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【環境省】

- 循環型社会形成推進等経費 9,800 万円（27 年度 9,700 万円）

- ◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

3 循環型社会形成推進交付金の財源確保

環境省

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）について、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）からの要望額を満足させる財源を確保すること。

◆現状・課題

- 平成当初にダイオキシン類対策のために整備した施設が多数ある。焼却施設の耐用年数は 20 年程度とされ、基幹改良工事等により 10 年程度の延命を図るのが限度である。
- 本県内では、当初の稼働から 20 年を超える焼却施設が 35 施設あり、内 16 施設は 30 年を超えて稼働している状況である。
- 廃棄物処理施設等の整備を行うに当たり、市町村等は事業費の一定割合について、国から交付金の交付を受けている。
- 施設整備の事業費は数億円以上の規模となるのが一般的であり、市町村等にとっては大きな財政負担となっているため、要望額どおりの交付が必要である。
- しかしながら、平成 27 年度の交付金に係る内示額は、市町村等の要望額に対して不足が生じている。また、平成 28 年度以降においても廃棄物処理施設の更新を迎える市町村等が多く、要望額が増大することが見込まれている。

◆提案・要望の具体的内容

- 交付金の不足によって、施設整備計画の遅延が発生したり、事業が中止となるおそれもあることから、適正な財源を確保すること。
- また、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については交付率 1 / 2 という方針が示されているが、高効率エネルギー利用施設の 1 / 2 交付対象範囲を拡大すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【環境省】

- ・ 循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）
611 億 1,300 万円（27 年度 354 億 6,600 万円）
- ・ 廃棄物処理施設への先進的設備導入推進事業
152 億 4,000 万円（27 年度 140 億円）
- ・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業
21 億 9,600 万円（27 年度 9 億 5,000 万円）

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

4 原状回復基金の増額及び対象の拡大

環境省

不適正処理事案の是正を推進するため基金を増額すること。また、廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、基金による支援の対象とすること。

◆現状・課題

- ・ 原因者が行方不明または資力不足等により、廃棄物が放置されている事案が多い。
- ・ このため、やむを得ず撤去等の回復に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 原状回復等廃棄物の適正処理を推進するため、原状回復基金の増額及び対象の拡大を行うこと。

◆参考（原状回復基金の概要）

- ・ 支援対象は、平成 10 年 6 月 17 日（基金制度の発足）以降に発生したもので、行政代執行が実施された事案。
- ・ 支援する資金の範囲は、支障除去費用の 7/10 以内で、最小額 200 万円以上
- ・ 平成 26 年度末残高 約 21.3 億円
- ・ 最近の実績
平成 19 年度 3 件、平成 20 年度 2 件、平成 21 年度 3 件、平成 22 年度 2 件、
平成 23 年度 2 件、平成 24 年度 5 件、平成 25 年度 7 件、平成 26 年度 3 件
- ・ 本県の実績（支援を受けた実績）
平成 15～16 年度 スタンドサービス㈱ 129,025,000 円（廃油）
平成 18 年度 ニコー㈱ 8,985,000 円（硫酸ピッチ）

○国の動向等

◇概算要求状況【環境省】

- ・ 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 2,787 百万円（27 年度 348 百万円）

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

5 原状回復のための新たな資金確保制度の創設

環境省

行為者が行方不明や資金不足となった場合に備えて、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ しかし、不適正処理を行う処理業者は経営基盤が脆弱で、倒産や資金不足のため廃棄物が放置される事案が多い。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

◆参考（宅建業者の現状）

- ・ 営業保証金 本店 1,000 万円 従たる営業所 500 万円（直接供託の場合）
- ・ 保証協会へ加入の場合 本店 60 万円 従たる営業所 30 万円
（協会が会員に代わって本店 1,000 万円・従たる営業所 500 万円まで弁済保証する。）

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

6 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設

環境省

産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう、廃棄物処理法を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置に当たって、許可基準として立地を規制する明確な法令の定めがなく、水源地等に近接していても、許可要件に合致した場合には裁量の余地なく許可せざるを得ない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、廃棄物処理法を改正し、産業廃棄物処理施設のこれらの地域に近接した場所への立地を規制する許可基準を創設すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

7 土砂の適正管理のための法制度の整備

国土交通省・環境省

土砂の排出、たい積に関する不適正な事例に対して必要な規制を行うことができるよう総合的な法制度を整備すること。

◆現状・課題

- ・ 宅地造成等規制法等の既存法令は、土砂そのものに関する法令ではない。このため、土砂が大量に山積みされるなど、不適正な事例が見受けられる。
- ・ 本県では、平成15年2月から「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を定め、土砂の排出から規制を行っているが、県域を越え広域的に土砂が流通していることから、受入側の本県の対応のみでは限界がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 土砂の排出、たい積に関して必要な規制を行う法制度を創設すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

8 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止対策の推進

国土交通省・環境省

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること及び大気汚染防止法を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破碎施設に搬入される実態がある。
- ・ 破碎施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

◆提案・要望の具体的内容

○石綿含有建材の混入を防止するため、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理等が徹底されるような抜本的な法制度の整備

- ・ 石綿含有建材の取扱いは、建築物その他工作物の分別解体、建設廃棄物としての適正処理の各段階において、建設リサイクル法、廃棄物処理法等の関係法令により規定されているが、依然としてがれき類や下ごみ等への石綿含有建材の混入が懸念される状況にあり、当該混入の防止を徹底するためには現行の法制度では限界があることから、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、解体工事における石綿含有建材の混入を防止するための法制度を整備すること。

○大気汚染防止法の改正

- ・ 吹付け石綿等の飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事については届出が義務付けられているが、非飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事についても、届出を義務付けること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし